

## 民法（相続法）の改正～遺産分割に関する見直し～

平成30年7月6日に成立した「改正相続法」については、「改正の意義と概要」、「配偶者居住権の基礎知識」の2号にわたりご紹介いたしました。今回は「遺産分割」に関する民法の改正事項から、遺産分割前の預金払戻しを認める制度の創設など、実際の相続において争いが多いケースについて、民法上の遺産分割に関する具体的な分割例を交えながら改正の効果等のポイントをご説明いたします。

### 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護する制度

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方から他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合は、原則として、遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてもよいこととされましたので、遺産分割において配偶者はより多くの財産を取得することが可能となりました。

その結果、「贈与税の配偶者控除の特例」の適用と併せて、配偶者保護の強化が図られるとともに、近年とみに増加している「争族」対応効果も見込まれるなど、制度の適用・普及が一層図られることとされます。

#### （参考）「贈与税の配偶者控除の特例」との関係

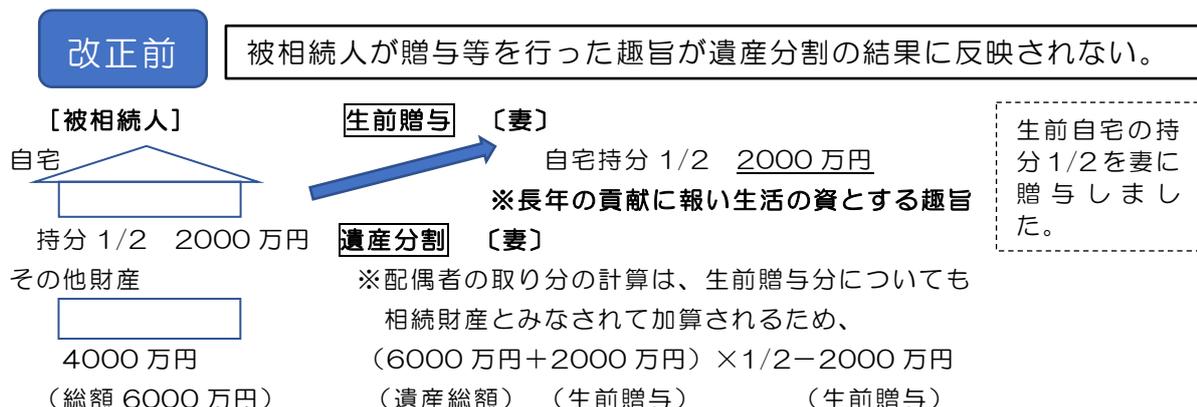
婚姻期間が20年以上の配偶者から居住用不動産（土地等又は家屋）又はその取得資金の贈与を受けた場合には、その贈与を受けた居住用不動産等の課税価格から2000万円まで控除できる特例制度があります。また、この贈与税の特例の適用を受けた場合には、相続税における相続開始前3年以内の贈与加算の対象から除外することとされています。

ところが一方で、民法の遺産分割においては、この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けた財産についても、生前の特別な利益の享受として、相続財産に取り込んで分割対象財産とされている結果、「相続税法」では配偶者優遇策として問題なく処理されていたにもかかわらず、「民法（相続法）」においては、分割対象財産の範囲或いは分割財産の帰属等を巡る多くの争訟が提起される状況にありました。

今回の「民法（相続法）」改正により、贈与税の配偶者控除の対象となった財産は、遺産の先渡し（特別受益）から除外されることとなりましたので、相続法及び相続税法の双方において配偶者の保護が一層強化され、円満・円滑な遺産分割に資することが期待されています。

#### （参考）民法の制度創設の背景

今回の民法（相続法）改正の目的は、配偶者保護の観点から相続法制を見直すこととされており、その方策として配偶者の相続分を引き上げる案もありましたが、夫婦（婚姻）の関係は様々であること、また、本改正規定により、実質的に配偶者の相続分が増加したのと同様の効果（以下の具体的な分割事例をご参照ください。）があることもあって、見送られることとされました。



最終的な取得価額は、  
 $2000 \text{ 万円} + 2000 \text{ 万円} = \underline{4000 \text{ 万円}}$  となります。  
 (遺産分割) (生前贈与)

⇒ 贈与があった場合とそうでなかった場合とで、  
 最終的な取得価額に差異がないこととなります。

(参考) 贈与がなかった場合の取得価額  
 $8000 \text{ 万円 (遺産総額)} \times 1/2 = \underline{4000 \text{ 万円}}$

相続人は、配偶者(妻)と子1名とし、遺産は1/2ずつ均等に分割することとします。

### 改正後

配偶者が自宅での居住を継続しながら、他の財産も受け取れる。

(上記と同事例) **遺産分割** (妻)

※生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、  
 配偶者の遺産分割における取得額は、  
 $6000 \text{ 万円} \times 1/2 = 3000 \text{ 万円}$  となり、  
 (遺産総額)

最終的な取得価額は、  
 $3000 \text{ 万円} + 2000 \text{ 万円} = \underline{5000 \text{ 万円}}$  (改正前より **1000 万円増**) となります。  
 (遺産分割) (生前贈与)

⇒ 贈与がなかったとした場合の遺産分割より多くの財産を取得することができます。

### 相続された貯金債権の払戻しを認める制度の創設

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度が創設されました。

- 平成28年12月19日最高裁大法廷判決により、
- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
  - ② **共同相続人による単独での払戻しはできない** こととされました。

### 改正前

遺産分割が終了するまでの間、相続人単独では払戻しができない。

※生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、  
 遺産分割が終了するまでの間は、  
**被相続人の預金の払い戻しはできないこととなりました。**

### 改正後

遺産分割における公平性を図りつつ、2つの制度が創設される。

#### (1) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度の創設

預貯金債権の一定割合(金額による上限※があります。)については、  
 家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口において支払を受けられるようになりました。

※1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円が限度となります。

(相続開始時の預貯金債権の額(口座基準))  $\times 1/3$   
 $\times$  (当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分)  
 =単独で払戻しをすることができる額

〔事例〕 預金 600 万円 ⇒ 長男 100 万円払戻し可能  
(相続人が 2 名の場合)

(2) 保全処分の要件の緩和

仮払いの必要があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、**家庭裁判所の判断**で仮払いが認められるようになりました。(家事事件手続法の改正)

**相続開始後の共同相続人の財産処分への対応策**

相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生じる不公平を是正する方策が設けられました。

従来から遺産分割前に処分された財産は、遺産分割対象財産から逸出してしまい、争訟等において大きな問題とされていましたが、今回の改正により処分財産が遺産分割対象財産として取り込む前提で協議等が進められることとなりますので、争い等の合理的な解決に向けて、その活用が期待されています。

**改正前**

特別受益のある相続人が、遺産分割前に遺産を処分した場合に、不公平な結果が生じる。

【事例】 相続人：長男、次男の 2 名 (法定相続分 1/2)  
遺産：預金 2000 万円  
特別受益：長男に対する生前贈与 2000 万円  
**※長男が相続開始後に密かに預金 1000 万円を引き出した場合**

〔長男の出金なかった場合〕

長男：(2000 万円 + 2000 万円) × 1/2 - 2000 万円 = 0  
次男：(2000 万円 + 2000 万円) × 1/2 = 2000 万円  
⇒最終的な取得価額  
長男：0 + 2000 万円 = 2000 万円  
次男：2000 万円 = 2000 万円  
(遺産分割) (生前贈与)

〔長男の出金があった場合の処理〕

※遺産分割時の遺産は 1000 万円のみ  
(遺産分割前に処分された財産は遺産分割の対象とはなりません。)  
長男：1000 万円 × (0/2000 万円) = 0 円  
(生前贈与 2000 万円があるため相続分は 0 となります。)  
次男：1000 万円 × (2000 万円/2000 万円) = 1000 万円  
⇒最終的な取得価額  
長男：0 + 1000 万円 + 2000 万円 = 3000 万円  
次男：1000 万円 = 1000 万円  
(遺産分割) (相続後出金) (生前贈与)

**改正後**

不当な出金なかった場合と同じ効果を実現できるようになる。

※法律上の規定を設けることにより、遺産分割前に処分された財産(預金)について遺産に組み戻すことについて、処分者(長男)以外の相続人

(次男)の同意があれば、処分者(長男)の同意を得ることなく処分された預貯金を遺産分割の対象に含めることが可能とされました。

その結果、

**不当な出金がなかった場合と同じ効果を実現できるようになりました。**

(上記事例) 長男の取得分: 1000万円 - 1000万円 + 2000万円 = 2000万円

(相続後出金) (代償金) (生前贈与)

次男の取得分: 1000万円 + 1000万円 = 2000万円

(残預金) (代償金)

**〔遺産分割審判の例〕**

「長男に払い戻した預金 1000万円を取得させる。

次男に残預金 1000万円を取得させる。

長男は、次男に代償金 1000万円を支払え。」

⇒長男及び次男は、最終的な取得額が各 2000万円となり、  
公平な遺産分割を実現できることとなります。

**〔引用参考文献〕**

- ・法務省 HP 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正)  
(平成30年7月13日 法務省民事局)  
「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要」説明及びPDF資料  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html#A001](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html#A001)
- ・「一問一答 新しい相続法〔第2版〕平成30年民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説」  
堂園幹一郎、野口宜大著(2020.10.15 発行 商事法務)

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室

E-mail [gtm@gtmri.co.jp](mailto:gtm@gtmri.co.jp)